

京都市告示第 429 号

京都市国際交流会館条例第 3 条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市国際交流会館を臨時に休館します。

平成 17 年 1 月 26 日

京都市長 梶本 頼兼

臨時休館する日 平成 17 年 2 月 15 日 (火)

(総務局国際化推進室)